

事 務 連 絡
平成22年2月12日

各 都道府県 障害福祉主管課 御中

消防法関係省令の公布等について

日頃より障害保健福祉の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今般、「複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成22年総務省令第7号）が公布されたことに伴い、消防庁より別添「複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の公布について」（平成22年2月5日付け消防予第59号）が各都道府県消防防災主管部長及び東京消防庁・各指定都市消防長宛に通知されました。

については、障害福祉主管課におかれましても、内容につきご承知いただき、管内市町村、関係機関、関係団体等に周知していただきますとともに、消防防災主管部局との連携についてご留意いただきますようお願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 地域移行支援係
TEL : 03-5253-1111（内線 3044）